

福山市測量、建設コンサルタント等業務最低制限価格事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、本市が行う測量、建設コンサルタント等業務の競争入札において、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の10第2項の規定に基づき、最低制限価格を設ける場合の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、用語の意義は、電子計算機による入札事務の執行についての福山市契約規則の特例に関する規則(平成元年規則第28号)に定めるところによる。

(電算基準最低制限価格の算定方法)

第3条 電算基準最低制限価格(以下「基準価格」という。)は、業務の種類ごとに次の各号に定める式により算定する。なお、基準価格に1,000円未満の端数があるときは、これを1,000円に切り上げるものとする。

(1) 測量業務

直接測量費+測量調査費+諸経費×50%

(2) 建築関係建設コンサルタント業務

直接人件費+特別経費+技術料等経費×60%+諸経費×60%

(3) 土木関係建設コンサルタント業務

直接人件費+直接経費+その他原価×90%+一般管理費等×50%

(4) 地質調査業務

直接調査費+間接調査費×90%+解析等調査業務費×80%+諸経費×50%

(5) 補償関係コンサルタント業務

直接人件費+直接経費+その他原価×90%+一般管理費等×50%

(最低制限価格の算出)

第4条 最低制限価格は、基準価格をもとに、0%から0.3%未満の許容範囲内において任意に電子計算機が算出した額(すべての入札金額が当該算出金額を下回った場合は、当該基準価格とする。以下「基準最低制限価格」という。)に消費税及び地方消費税相当額を加えて得た額とする。

2 最低制限価格は、開札時に算出するものとする。

3 基準価格が電算基準予定価格の85%を超える場合には、最低制限価格は、電算基準予定価格の85%を基準価格として第1項により設定するものとする。

4 基準価格が電算基準予定価格の60%を下回る場合には、最低制限価格は、電算基準予定価格の60%を基準価格として第1項により設定するものとする。

(予定価格調書への記載)

第5条 最低制限価格及び基準最低制限価格は、予定価格調書に記載するものとする。

(その他)

第6条 この要領の実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、2010年（平成22年）3月10日から施行する。

附 則

この要領は、2012年（平成24年）4月1日から施行する。

附 則

この要領は、2013年（平成25年）12月1日から施行する。

附 則

この要領は、2015年（平成27年）4月1日から施行する。

附 則

この要領は、2016年（平成28年）4月1日から施行する。

附 則

この要領は、2017年（平成29年）4月1日から施行する。

附 則

この要領は、2018年（平成30年）4月1日から施行する。

附 則

この要領は、2020年（令和2年）4月1日から施行する。

附 則

この要領は、2024年（令和6年）4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この要領は、2025年（令和7年）4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の規定は、施行の日以後に入札の公告又は指名通知を行ったものについて適用する。